



高知市人権啓発
キャラクター

ズーキー

高知市人権施策推進 基本計画

(令和8年度～令和12年度)

概要版



「人権」とは

一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利で、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことができないものです。

「高知市人権施策推進基本計画」について

本市では、社会情勢の変化や「差別解消三法」の施行を受けて、2019（平成31）年4月に、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、同年7月に施行しました。この条例の理念を実現する取組を具現化するため、2021（令和3）年3月に「高知市人権施策推進基本計画」を策定し、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」をめざして取組を進めています。

計画策定から5年が経過する中で、情報化の進展に伴うインターネット上の人権侵害の深刻化や、人権課題の複雑化・複合化等の状況の変化が生じており、国や県の人権施策に係る計画も改定がなされています。また本市でも、2024（令和6）年11月に「人権に関する市民の意識調査」を実施しており、こうしたことを踏まえて計画の見直しを行い、新たに、「高知市人権施策推進基本計画（令和8年度～令和12年度）」を策定しました。

本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性



SDGsがめざす姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「すべての人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組の推進により、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。



計画の概要

基本理念

日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることが謳われています。

すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。

本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組みます。

協働による人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚した上で、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取組を推進していくことが必要です。

(1)行政の責務

行政の責務として、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。

(2)市民の役割

市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。

(3)事業者の役割

企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。

人権を尊重する市政運営

本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1)人権尊重の理念に基づく行政運営

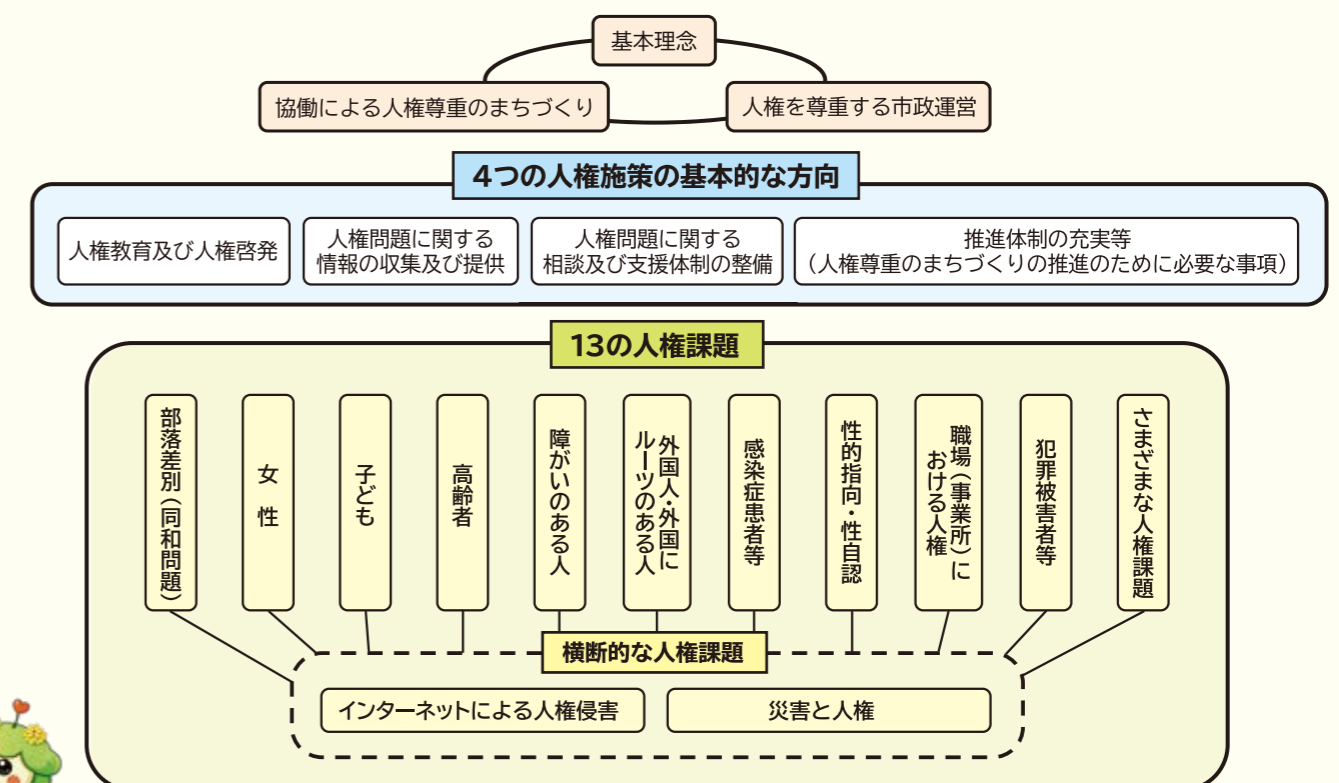
行政運営のあらゆる場面において、すべての施策は人権に関わるものであるという認識のもと、職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進するとともに、人権に係る複合的な課題に対しても、関係部局が連携し包括的に取り組みます。

(2)連携・協働による人権施策の推進

行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進していきます。

また、市民や事業者に対しても、差別を解消するための人権教育及び人権啓発、人権に関する情報の収集や提供を行うとともに、人権課題や差別に関する相談や支援体制の充実に取り組んでいきます。

基本計画の体系



体系図の詳細は中面にあるよ！ ページを開いてみてね！

4つの人権施策の基本的な方向

1 人権教育及び人権啓発

行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進するとともに、必要な支援を提供し、人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促していきます。

- 【施策の方向性】
- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1)職員等に向けた取組 | (3)家庭・地域における取組 |
| ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実 | ア 人権教育・啓発活動の推進 |
| イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実 | イ 地域の拠点施設の活用 |
| (2)学校等における取組 | (4)職場（事業所）における取組 |
| ア 人権教育の推進 | ア 人権啓発活動の支援 |
| イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進 | イ 人権講演会等への参加の促進 |
| | ウ 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 |



2 人権問題に関する情報の収集及び提供

人権問題について、相談先が把握しやすいように相談窓口の周知を広く行い、相談・支援につながりやすい環境づくりを行うとともに、人権に関する情報等についても、インターネット等を活用し広く周知を行います。
また、関係機関や市民等から収集した人権に関する情報等について、調査・研究を進めるとともに、収集した情報等については適切な管理のもと、職員や市民等に提供し、周知を図ります。

- 【施策の方向性】
- | | | |
|-----------|-------------------|---------------|
| ア 相談窓口の周知 | イ 人権に関する情報の収集及び提供 | ウ 個人情報の適切な管理等 |
|-----------|-------------------|---------------|

3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

さまざまな人権課題に適切に対応していくためには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。
本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。
また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。

- 【施策の方向性】
- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ア 相談・支援体制の充実 | エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ |
| イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実 | オ 人権課題の調査・研究の推進 |
| ウ 問題解決と支援のための連携強化 | |

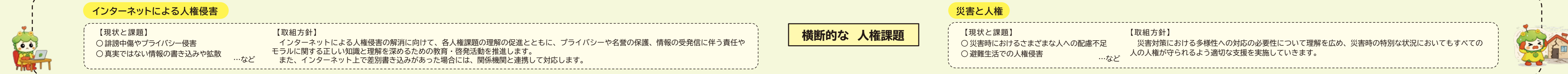
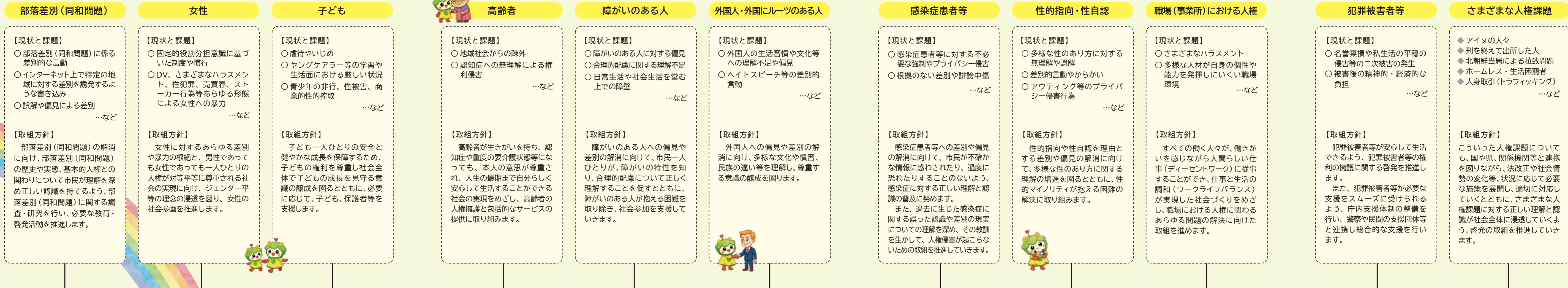
4 推進体制の充実等（人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項）

本市と連携して活動を行う関係団体等へ支援を行い、市民が安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざした体制づくりを行います。
また、教育・啓発・相談・支援に関わる地域拠点となる施設について効率的な運営・維持を行うとともに、持続可能な管理を図ります。

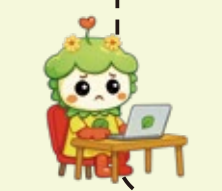
- 【施策の方向性】
- | |
|-------------------------|
| ア 体制づくりと支援活動の推進 |
| イ 人権に関わる活動拠点の環境整備と活用の推進 |
| ウ その他の事項 |

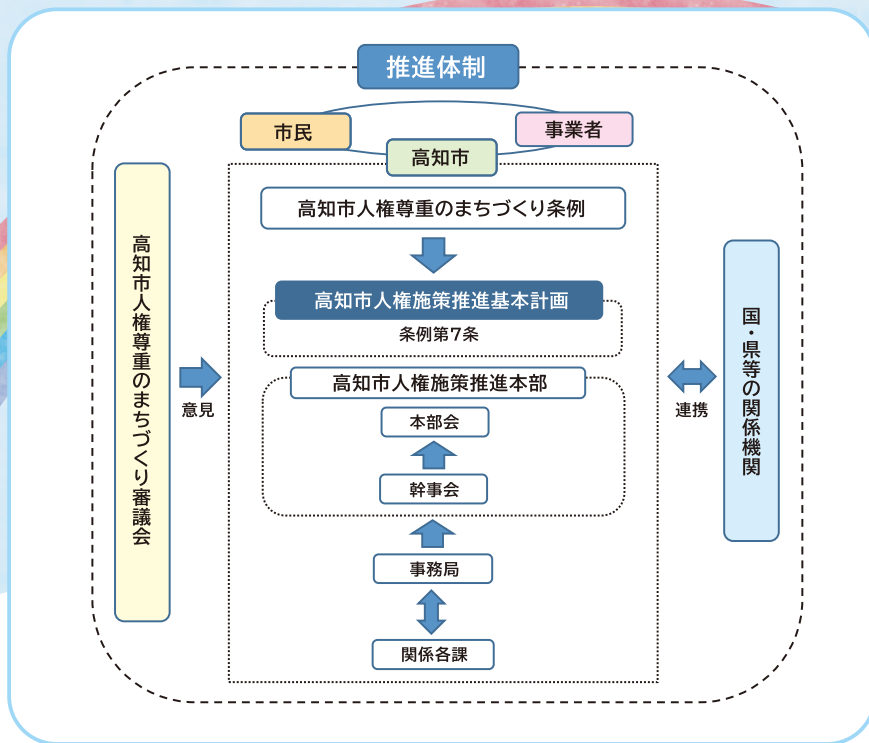


13の 人権課題



横断的な 人権課題





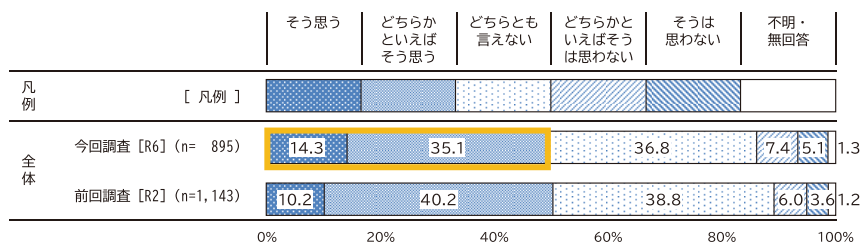
人権施策の点検と見直し

- 人権施策の取組の進捗管理
- 定期的な「人権に関する市民意識調査」の実施
- 必要に応じた基本計画の見直し

人権尊重のまちづくりをめざして

一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、
支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまち
づくりを進めていきましょう。「高知市人権尊重のまちづくり条例」前文抜粋

人権が尊重されているまちだと思うか（「令和6年度人権に関する市民の意識調査」抜粋）



令和6年度に
実施した高知市人権に
関する市民の意識調査では
「人権が尊重されているまちだ
と思う」人の割合が
49.4%でした。



高知市人権施策推進基本計画（令和8年度～令和12年度）概要版

発行：令和8年3月
高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課
〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号
TEL (088) 823-9449
FAX (088) 823-9351
E-mail kc-101800@city.kochi.lg.jp